

[別紙1]

鳥取県重度障がい児者利用施設基盤整備事業補助金の事務手続きについて

1. 交付申請提出 (別に定める日まで)

○交付申請は、下記提出先に郵送又は持参してください。

2. 交付決定通知到着 (交付申請から原則30日以内)

\* 交付申請の取下げは、交付決定通知を受けた日から20日以内に限り行うことができます。

3. 事業開始

【事業を変更・中止・廃止したい場合】  
事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。  
変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

4. 事業完了

※事業の完了とは、事業計画書に記載した施工期間が満了し、事業に係る支払いが完了した日になります。

【事業が年度内に終わらない場合】  
補助金等進捗状況報告書を下記提出先まで郵送・持参してください。

5. 実績報告書提出 (完了・廃止・中止から20日以内)

○実績報告は、下記提出先を郵送又は持参してください。

◎補助金の支払い

※実績報告書を受領後、精算払を行います。

資料提出・問い合わせ先 福祉保健部ささえあい福祉局障がい福祉課  
鳥取県鳥取市東町1丁目220  
0857-26-7193 shougaiukushi@pref.tottori.lg.jp